

平成19年2月21日

各位

不動産投信発行者名

東京都渋谷区渋谷三丁目9番10号
KDC渋谷ビル4階
ビ・ライフ投資法人
代表者名 執行役員 上田 求
(コード番号: 8984)

投資信託委託業者名

モリモト・アセットマネジメント株式会社
代表者名 代表取締役 浅田 利春
問合せ先 財務経理部長 漆間 裕隆
TEL. 03-5466-7303

(訂正)規約の一部変更及び役員を選任に関するお知らせ

ビ・ライフ投資法人(以下、「本投資法人」といいます。)は、平成19年1月26日に公表いたしました「規約の一部変更及び役員を選任に関するお知らせ」の記載内容について、一部修正いたします。尚、修正箇所は、下線にて表示しています。

記

修正箇所

1. 「1. 規約一部変更について(1)変更の理由 ①」について

【修正前】

①第1条、第19条、第26条、第38条乃至第40条、第42条、第43条、第45条、第46条、

別紙1、別紙2以下関係

設立の際に定めた規定のうち不要となった条項や既に手続きの終了した内容を削除し、規約を簡素化するため、第19条ただし書き、第26条ただし書き、第40条、第42、第43条、

第45条、第46条、別紙2以下を削除するとともに、第1条、第38条、第39条、別紙1につき所要の変更をするものです。

【修正後】

①第1条、第19条、第26条、第38条乃至第43条、第45条、第46条、別紙1、

別紙2以下関係

設立の際に定めた規定のうち不要となった条項や既に手続きの終了した内容を削除し、規約を簡素化するため、第19条ただし書き、第26条ただし書き、第40条乃至第43条、第45条、第46条、別紙2以下を削除するとともに、第1条、第38条、第39条、別紙1につき所要の変更をするものです。



2. 「1. 規約一部変更について（1）変更の理由 ②」について

【修正前】

②第4条乃至第7条、第9条、第13条、第14条、第16条乃至第22条、第24条、第32条、第34条、第37条、第39条関係

【修正後】

②第4条乃至第7条、第9条、第13条、第14条、第16条乃至第22条、第24条、第31条、第32条、第34条、第37条、第39条関係

以 上

※ 本資料の配布先：兜クラブ、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会

※ 本投資法人のホームページアドレス：<http://www.blife-reit.co.jp/>